

平成29年 第2回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

平成29年 第2回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 平成29年 2月24日(金) 午後 1 時 06 分 閉 会 平成29年 2月24日(金) 午後 2 時 01 分							
場 所	共和町生涯学習センター 2階 小ホール							
出席及び 欠席委員	議席 番号	氏 名		出欠 の別	議席 番号	氏 名		出欠 の別
	1	小笠原 敏 雄		出席	11	高 橋 正 志		出席
	2	長 門 強		出席	12	水 戸 政 春		出席
	3	天 坂 左太雄		出席	13	小 野 公 志		出席
	4	菊 池 利 昌		出席	14	北 井 清 春		出席
	5	西 本 峯 雄		欠席	15	森 孝 之		出席
	6	森 下 昭 夫		出席	16	石 田 吉 光		出席
	7	岡 田 政 則		出席	17	川 上 芳 浩		出席
	8	澤 田 邦 子		欠席	18	上 川 洋 一		欠席
	9	澤 田 博 人		出席	19	菱 沼 昇		欠席
	10	浦 口 義 之		欠席	20	今 村 俊 一		出席
事 務 局 (説明員)	氏 名			出欠 の別	氏 名			出欠 の別
	事務局長	原 子 富 行		出席	農地係	高 松 大 輝		出席
	農地係長	堤 秀 人		出席				
議 事 録 署名委員	2 番 長 門 強 委員			13 番 小 野 公 志 委員				
日 程	順 序 及 び 件 名							
第 1	議事録署名委員の指名について							
第 2	報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について							
第 3	報告第2号 農地あっせんについて							
第 4	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について							
第 5	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について							
第 6	追加 議案第4号 共和農業振興地域整備計画の一部変更について							
第 7	議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について							
第 8	追加 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について							

(午後 1 時 0 6 分 開会)

◎開会宣言

○議長

只今から平成 29 年第 2 回共和町農業委員会総会を開催致します。

5 番 西本委員、8 番 澤田邦子委員、10 番 浦口委員、18 番 上川委員、19 番 菱沼委員より欠席報告がなされております。只今の出席委員は、20 名中 15 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立してございます。

通知告示した後に申請を受理した案件も追加審議することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。

なお、本日の提出議案並びに議事日程は、配布のとおりであります。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第 1 本日の議事録署名委員の指名を行います。

共和町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、2 番 長門委員、13 番 小野委員を指名致します。

では、早速議案に入ります。

◎日程第 2 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について

○議長

日程第 2 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、事務局より報告願います。

○事務局

今月の報告は 1 件です。

(報告第 1 号を朗読)

報告者については、形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件・農作業従事要件の全ての要件を満たしていると認めますので、報告します。

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

以上で、農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告についての報告を終わります。

◎日程第 3 報告第 2 号 農地あっせんについて

○議長

次に、日程第 3 報告第 2 号 農地あっせんについて、事務局より報告願います。

○事務局

今回のあっせん報告は、4 件です。

(報告第 2 号を朗読)

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

以上で、農地あっせんについての報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 議長 次に、日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。
- 事務局より議案の説明を願います。
- 事務局 今回の申請は、使用貸借が1件と売買が1件、贈与が2件です。
(議案第1号、議案書を朗読)
- 3番と追加の4番の贈与に係る贈与税については、相続時精算課税を選択予定となっております。
- 申請内容については、全件、農地法第3条第2項各号における不許可事由に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件の全ての要件を満たすため、許可相当と考えます。
- 議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

◎日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

- 議長 次に、日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と致します。
- 事務局より議案の説明を願います。
- 事務局 今回の転用申請は1件です。
(議案第2号、議案書を朗読)
- 申請地は、発足市街の十字路から道道発足線を北へ約400m進み、第1リヤムナイ橋を左折した先にありまして、町道から40m程度奥に位置しております。
- 申請内容は、申請者が現在住んでいる住宅が老朽化したため、隣接地に新たに農家住宅を建設するものです。
- 当該地の農地区分は農用地区域内農地となりまして、この後の追加議案第4号で共和町長から意見を求められておりますが、現在、農振除外手続き及び当該住宅を農振地域整備計画へ組み入れる手続きを行っているところであり、手続完了後は第1種農地と判断されます。
- 第1種農地は原則として転用許可を行うことができませんが、農振計画の変更により、第1種農地の不許可の例外である農振地域整備計画において定められている施設に当該住宅が該当となるため、本案件は許可要件を満たすこととなります。
- また、現在住んでいる住宅の隣接地という立地条件や、転用による周囲への影響もないと認められることから、当該地の選定はやむを得ないと考えます。
- 現地確認については、昨日2月23日に、長門委員、森下委員の2名

で実施しております。

なお、北海道農業会議への意見聴取につきましては、昨年4月以降、30アール以下の農地転用案件の一部について対象から除外されておりました。第1種農地において農家住宅を目的に転用する場合も除外の対象となります。

そのため、本案件については意見聴取を行いませんが、許可につきましては、農振地域整備計画変更後の4月末を予定しておりますので、お含みおきください。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

◎日程第6 追加議案第4号 共和農業振興地域整備計画の一部変更について

○議長 次に、日程第6 追加議案第4号 共和農業振興地域整備計画の一部変更についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 今回の申請は1件です。

(追加議案第4号、議案書を朗読)

申請地の位置及び申請理由については、先程の議案の説明と重複するので省略致します。

(議案書並びに添付資料をもとに、内容を説明)

本案件は、共和農業振興地域整備計画の一部変更して農用地区域から除外し、当該住宅を整備計画に組み入れるため、農振法施行規則第3条の2第2項に基づき、農業委員会に意見が求められているものです。

除外の要件としましては、1点目が農用地区域以外の土地利用の状況から、当該地を農用地区域から除外することが適当で、農用地区域以外の土地で代えることが困難であること。2点目が農地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすおそれがないこと。3点目が担い手に対する農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。4点目が土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。5点目が土地改良事業の工事が完了して8年を経過した土地であること。

以上5つの要件すべてを満たす必要があり、また、農家住宅を整備計画に定める要件についてもほぼ同内容となっておりますが、今回の申請内容はいずれの要件も満たしており、転用により周囲に与える影響はないと考えます。

農業委員会からの意見聴取後の流れですが、町において公告・縦覧を行い、道の同意を得まして、農振計画変更手続きの完了は4月末を予定しております。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

- (「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
- 議長 共和町長から意見を求められた、共和農業振興地域整備計画の一部変更については、適格と認定し、この旨回答することに異議ありませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、適格と認定し、この旨共和町長に回答することに決定致します。

◎日程第7 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について

- 議長 次に、日程第7 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請についてを議題と致します。
事務局より議案の説明を願います。
- 事務局 今回は、売買が3件と貸借が34件です。
(議案第3号、議案書を朗読)
計画要請の内容は、全件、基盤強化法第18条第3項の各要件、基本構想適合要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件を満たしていると考えます。
- 議長 所有権移転各筆明細の1番は、菊池委員に関する件でございます。
農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願い致します。
(菊池委員 退席)
- 議長 それでは、所有権移転各筆明細の1番についてのみ、ご質疑を受けます。
- (「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。
菊池委員は着席願います。
(菊池委員 入室)
- 議長 菊池委員の案件については、原案のとおり可決致しました。
(菊池委員 着席)
- 議長 次に、利用権設定各筆明細の32番は長門委員の同居の親族に関する件でございます。
農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願い致します。
(長門委員 退席)
- 議長 それでは、利用権設定各筆明細の32番についてのみ、ご質疑を受けます。

- 議長 (「質疑なし」の声)
質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。
長門委員は着席願います。
(長門委員 入室)
- 議長 長門委員の案件については、原案のとおり可決致しました。
(長門委員 着席)
- 議長 それでは、所有権移転各筆明細の1番、利用権設定各筆明細の32番を除く全件について、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

◎日程第8 追加議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

- 議長 次に、日程第8 追加議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題と致します。
事務局より議案の説明を願います。
- 事務局 農用地利用集積計画案については、先般行われた共和町農地流動化推進協議会で審査の上、作成されたところです。
今回は、売買が1件と貸借が4件です。
(追加議案第5号、議案書を朗読)
所有権移転各筆明細の1番の譲受人は、岩内町の認定新規就農者になります。昨年一年間は基盤強化法による使用貸借を行っていましたが、このたび所有者の申し出に基づき斡旋が成立したことから、売買へ移行するものです。
計画の内容は、全件、基盤強化法第18条第3項の各要件、基本構想適合要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件を満たしていると考えます。
- 議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
原案のとおり、決定して異議ありませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定致します。

◎閉会宣言

○議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了致しました。
これにて、平成29年第2回共和町農業委員会総会を閉会します。

(午後 2 時01分 閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、
会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

平成29年 2 月 2 4 日

議長(農業委員会会長) 今 村 俊 一 印

議事録署名委員 2 番 長 門 強 印

議事録署名委員 1 3 番 小 野 公 志 印